

令和8年6月2日

八尾駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
19	バスケットゴール落下 防止ワイヤー増設役務	仕様書に示す	8.12.25	8.6.2	8.6.9 10:00	8.6.9 10:00	防衛省競争参加資格（全 省庁統一資格）を有しない 者であっても、少額随契と 同等規模の契約を常時継続 的に締結していることを証 明できる者、過去の実績等 により十分な履行能力が証 明できる者であれば参加可	・総品目総額決定
			以下余白					

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、お問い合わせ先及び提出先

〒581-0043

住所：大阪府八尾市空港1-81

契約機関名（担当）：陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊（中島）

電話番号（内線）：072-949-5131（内線:348）

FAX 番号：072-949-5313

メー ル：メール ma429fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見積書

件名リスト一連番号	19 (8.6.2)
-----------	--------------

(税抜き)

見積金額¥

	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	バスケットゴール落下防止ワイヤー増設役務	仕様書の通り	組	1		
2	内訳 別添					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	仕様書に示す		納期 (履行期限)		8.12.25
	契約保証金	(免除)		入札(見積)書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

※押印を省略する場合は、担当者氏名及び担当者連絡先を記載願います。

※見積金額の算定基礎となる内訳書(直接工事費、諸経費等)を添付願います

令和8年6月9日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

市場価格調査書

件名リスト一連番号 19 (8.6.2)

(税抜き)

見積金額¥

品名	規格	単位	数量	単価	金額
1 バスケットゴール落下防止ワイヤー 増設役務	仕様書の通り	組	1		
2 内訳 別添					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
納入場所 (履行場所)	仕様書に示す			納期 (履行期限)	8.12.25
契約保証金	(免除)			入札(見積)書 有効期間	

上記の件名について、市場価格調査の協力をお願いいたします
※内訳書(部材費・労務費・諸経費等)を添付願います
※内訳書様式、業者随意様式による。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 中内 優樹 殿住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 氏 名
担 当 者 連 絡 先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

調達要求番号：6RSC1AG0001

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	Q21E9270B0008	仕様書番号	
名称	バスケットゴール 落下防止ワイヤー増設役務	作成	令和 8年 5月 13日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等	八尾駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、セノー株式会社製吊下式バスケットゴール（以下“本品”という）二重落下防止構造増設、安全点検及び調整について規定するものである。

1.2 種類

本品の種類は、表1とする。

表1 種類

製造業者名	セノー株式会社
製品名	吊下げ式バスケットゴール
設置場所	陸上自衛隊 八尾駐屯地 厚生センター2F体育館

2 二重落下防止構造増設、安全点検及び調整に関する要求

2.1 二重落下防止構造増設

契約業者は、“本品”に主ワイヤーとは別系統の「落下防止ワイヤー」を増設し二重吊り構造にする。「耐震性」、「落下防止」、「二重安全構造」の面で文部科学省指針、国土交通省指針によるところの「落下しない構造にする」建築安全指針に準拠する安全構造への増設作業を行うものとする。

2.2 安全点検及び調整

契約業者は、“本品”が正常に本来の機能動作を行えるように安全点検及び調整を実施。この際、「耐震性」、「落下防止」を含めた「安全性」の面で問題がないように行うものとする。また、必要に応じ修理を行うものとする。

2.3 部品

増設、調整及び修理に際しては、セノー株式会社推奨品又は同等品を使用するものとする。

2.4 修理の期間

契約締結日から令和8年12月25日まで（ただし、細部は検査官と調整による）とする。

2.5 電気の使用

施設からの電気は原則として使用させないものとする。ただし、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有料とする。

3 品質保証

3.1 試験

契約業者は、本品の機能及び性能に関する試験を実施し、社内技術基準に基づいた「試験成績書」を作成して検査官に提出する。

3.2 検査

3.2.1 性能検査修理

完成後の本品の性能検査は、契約業者作成の「試験成績書」をもってこれにかえる。

3.2.2 完成検査

完成検査は、契約業者作成の「試験成績書」をもって実施する。

4 引渡し条件

検査官立会いのもと、契約業者が構造面の増設内容・試験成績書を含む詳細を報告し、増設が問題なく完了したことを相互に確認したのち、引渡しを完了とする。

5 その他の事項

5.1 保証期間

本品の保証期間は検査合格後12ヶ月とし、その期間中に不良又は損傷が発生した場合には、検査官と契約者の協議の結果、修理契約業者負担と判定された部分は無償修理を行うものとする。